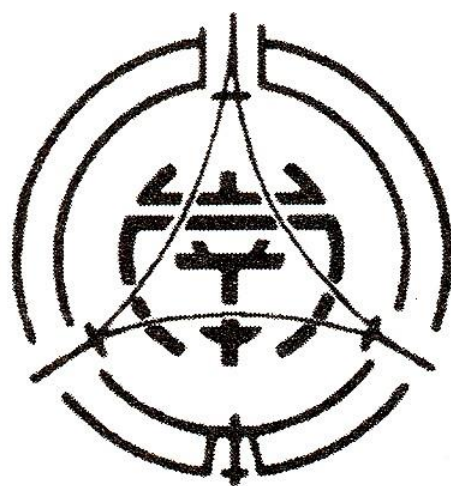


# 北本市立南小学校 学校いじめ防止基本方針



令和5年4月1日改訂  
北本市立南小学校

## 目次

はじめに	1
<b>第1 南小学校基本方針の策定</b>	<b>1</b>
1 策定の目的	1
2 用語の定義	3
3 いじめ防止等のための対策の基本理念	3
<b>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</b>	<b>5</b>
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	5
(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	5
(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置	6
2 重大事態への対処	11
(1) 重大事態への対処の流れ	11
(2) 北本市教育委員会又は本校による調査	13
<b>第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</b>	<b>17</b>
<b>&lt;資料&gt; 年間行事予定</b>	<b>18</b>

## はじめに

現代の学校教育における様々な課題の中で、いじめの問題は、重大な問題であり、学校はその解決に向けて最大限の努力をしなければならない。学校教育の中でいじめに対し様々な取組を行ってきたが、いじめはその容態や性質を時代とともに変化させながら、厳然と存在している。特に昨今は、インターネットを介し、SNSでいじめが行われるなど、直接的に児童等を攻撃するいじめだけではなくなってきた。SNSにおけるいじめは、従来のいじめと違って、いじめの発見や解消が難しく、従来以上にきめ細かい指導と観察が必要である。

ある一定の人間関係が存在する中では、いじめの問題は避けて通ることができない、人間の本質にかかわる問題である。いじめの問題の解消にあたっては、人間尊重の精神を育み、一人一人を大切にするという人権教育を基盤とした教育を推進していく必要がある。いじめによる自殺など、痛ましい事件がなくなる中、学校、家庭、地域、その他の関係者は、一体となっていじめの問題の解決に向けて、不断の努力を継続していかなければならない。

いじめの問題の解決にあたって、国はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を制定した。また、埼玉県や北本市では、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進し、いじめの問題に対応するために、いじめの防止等のための基本的な方針を定めている。

そこで本校では、すべての教職員が組織的・計画的にいじめ防止に向けて取り組む組織体制を構築するために、ここに「北本市立南小学校学校いじめ防止基本方針」を定める。

「北本市立南小学校学校いじめ防止基本方針」（以下「南小学校基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・北本市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、同法第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 第1 南小学校基本方針の策定

### 1 策定の目的

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針又は北本市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

学校いじめ防止基本方針を定める目的としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童等及びその保護者に対し、児童等が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者の立ち直り支援につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

ア 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

イ 学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

ウ いじめの加害児童等に対する成長支援の観点から、加害児童等が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

エ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校の教職員が行う学校評価等で点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込んでおく必要がある。

オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

カ 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。

キ 児童等や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。

ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を月に1回実施する。いじめにつながると判断される記述があった場合は、すぐに該当児童等と面談を行い、内容を確認する。事案によっては、保護者に連絡し、いじめに対して対処を行う。必要に応じて、北本市教育委員会に報告する。

ケ 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童等を主体とした取組を11月に位置付ける。

コ 5月の大型連休後、9月の夏休み後など、学校の長期休業明けの児童等の自殺防止のために、自殺等が心配される児童等には個別に声掛けを行うなど、対応に努める。

サ 重大事態への対処については、埼玉県いじめ防止基本方針及び北本市いじめ防止

基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。（重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。）

シ 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童等をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

ス 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童等、保護者、関係機関等に説明する。

## 2 用語の定義

(1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

(2) 「学校」とは、北本市立学校設置及び管理条例（昭和41年北本市条例第3号）にあげる小学校及び中学校をいう。

(3) 「児童等」とは、前項の学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(4) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(5) 「関係機関」とは、いじめ防止等に関係する市以外の行政機関をいう。

(6) 「重大事態」とは、次のことをいう。

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号）

イ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第2号）

## 3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校及び学校の教職員、地域、市及び関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

(1) いじめが全ての児童等に関する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができるよう、そして学校の内外を問わず地域社会全体でいじめが起こりにくい社会が築かれるよう、市民総がかりで未然防止に努める。

(2) いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

(3) いじめは決して許されないこと、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ること、

いじめが児童等の心身に重大な影響を及ぼすこと、といういじめの基本的な性質をよく理解し、迅速かつ組織的に対応する。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、同法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

用語の定義にある「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※上記の原因として、発達障害を含む障害、外国人の子供、性的少数者（LGBTQ）、東日本大震災での被災や原発事故による避難によるものも含む。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「南小学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、福祉の専門家、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、北本市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、北本市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、北本市教育委員会のいじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ・学校いじめ防止基本方針に係る取組の評価及び本方針の見直し
- ・年間指導計画の作成及び計画の実行、検証、修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割及び情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の対応及びいじめと認められる事案への対応を組織的に実施するための中核としての役割

## (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、北本市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

### ア いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童等を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために

- ①児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識をもって当たる。
- ③いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援することを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

教師として、「いじめを許さない」態度を毅然として示すことで、学校や学級内におけるいじめを許容する土壌を払拭することができる。また、教師は児童等を注意



深く観察し、いじめの兆候がないか、常に確認をすることが大切である。

最後に、教師は児童等に対して体罰を加えたり、児童等の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりする言動を伴う指導は厳に慎まなければならない。

#### (イ) 学級・学年づくり

児童等は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要である。学級を担任する教師は、よりよい学級づくりが、いじめを未然に防ぐ大きな役割を果たすことを認識し、よりよい学級経営を行えるよう努める必要がある。

- ・児童等が安心して学校生活を送れるよう配慮する。  
(児童等の気持ちを共感的に受け止める。児童等の居場所をつくる。児童等を見守る。ユニバーサルデザインの視点を学級経営に生かし、だれもが生活しやすい学級をつくる。等)
- ・児童等に意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。  
(分かる楽しさを与える。自分のよさを認める。学級に対する所属感を高める。等)
- ・児童等が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ・児童会活動、生徒会活動など児童等が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

また、教師は、LGBTQや外国籍の児童等など、差別や偏見を受けやすい児童等はいじめの被害者になりやすいことを認識し、学級全体が多様性を認める雰囲気を醸成するように指導を行う。

#### (ウ) 学習指導

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

学習指導にあたっては、特に、発達障害に対する理解を教師がもっていることが重要である。発達障害がある児童等は、いじめの加害者や被害者になりやすい傾向がある。教師がその障害に応じた対処を行うことで、いじめの未然防止につながることもある。教師は、日常の児童等をつぶさに観察し、特別支援教育担当教諭と連携を取りながら、児童等の理解に努めることで、いじめの未然防止につながるという意識をもつことが重要である。

- ・「わかる授業」を推進する。見通しや振り返りを必ず行い、1単位時間をとおして、「何ができるようになるか」を明確にする。
- ・ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点を積極的に加味していく。

#### (エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、保護者同士の親密な関係が重要である。

- ・学級規模で保護者同士のネットワークづくりを工夫する。
- ・いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合う。
- ・「親の学習」（県発行の資料）や保護者会を通して、いじめの防止等のための保護者の役割について、啓発を図る。啓発にあたっては、いじめを正しく認識し、学校のいじめ防止対策に協力を得られるよう、具体的、実効的な啓発を行うよう努める。

#### (オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童等がインターネット上でいじめを行ったり、いじめを受けたりしないよう情報モラルの育成を図る。

- ・インターネット問題について児童等向け講演会を毎年度実施する。講演会では、県教育委員会が配布した資料等、具体的な資料を活用する。また、携帯電話会社やSNS運営会社から講師の派遣を受けるなど、体験型でいじめの防止に実効性がある講演会とするように努める。
- ・児童等の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット啓発講演会を実施する。
- ・一度インターネット上に掲載された記述や画像については、記述や画像が容易にコピーされ、半永久的にインターネット上に残ること、また、インターネット上に掲載された記述や画像は、第三者が閲覧可能であることによって、新たないじめを生む可能性があること等の、インターネットの特性を保護者や児童等に理解させるよう努める。

#### (カ) 児童を主体とした取組

児童が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。

- ① よりよい人間関係の第一歩として、あいさつ運動を実施し、気持ちのよいあいさつをすることで、良好な人間関係づくりにつなげる。また、言葉づかいについては、適宜指導を行う。
- ② 調和の取れた豊かな人間性や社会性、自主性、主体性、リーダー性、他と共生する力を育むために、縦割り活動を充実させ、年間を通じて様々な取組を行う。
- ③ 児童会主体の集会等をとおして、全校でいじめは許さないという雰囲気醸成を図る。

#### (キ) 小中一貫の教育活動の充実

異校種間との連携した教育活動により、豊かな人間性を養い、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。また、小学校から中学校への滑らかな接続を図る。

## イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア) 「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- (イ) 「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「New I's」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

## ウ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ問題対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を記録しておく必要がある。

学校いじめ問題対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に当該いじめに対する対応方針を決定し、被害児童等を徹底して守るとともに、加害児童等に対して、当該児童等の心の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で組織的に指導する。

加えて、いじめられた児童等の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せず相手側を傷付け、すぐに加害者が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応によるいじめへの対処も可能である。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童への指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめている児童等が悩みを抱えている結果、いじめを行った場合は、その悩みを共感的に受け止め、解決を図る。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童への支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

いじめを周囲で見ていることにより、精神的ショックを受けた場合は、該当児童等の心のケアに努める。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図ることによって、いじめを許さない資質・能力を育てる。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童等が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。被害児童等と一定の人間関係にある加害児童等が、他市町村の学校に在籍している場合は、加害児童等が在籍している学校及び所管教育委員会と連携を図りながら対応する。

(キ) インターネット等でのいじめへの対応

学校は、パソコンや携帯電話、スマートフォン等によりインターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて市その他の関係機関等の協力や援助を求める。

### (ク) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があるただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、北本市教育委員会又は学校いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ・被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を守り通し、その安全・安心を確保するよう努めなければならない。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### (ケ) 北本市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を北本市教育委員会へ速やかに報告する。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会へ事態発生について報告する。

- エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記エの調査結果は、北本市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## (2) 北本市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### ア 重大事態の発生と調査

#### (ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに北本市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと埼玉県教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、北本市教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、北本市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、(弁護士)、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、北本市教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、北本市教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれたことを守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害さ



れることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童（生徒）や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒（児童生徒）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒（児童生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童（生徒）を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、北本市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生ん

だ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど) について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、北本市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

#### (イ) 調査結果の報告

調査結果については、北本市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて北本市長に送付する。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、南小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

<資料>年間行事予定

	行 事 予 定
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員会議において「南小生徒指導方針」を教職員で読み合わせる。</li> <li>・ 特別支援学級と通常学級との計画的な交流を行う（通年）</li> <li>・ 保護者会でいじめ防止の取組、なかよしアンケートについて周知する。</li> </ul>
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なかよしアンケートの実施（通年）</li> <li>・ 民生委員との連絡協議会でいじめ防止の取組について周知を図る。</li> <li>・ 生徒指導委員会（連休後の児童の様子）</li> </ul>
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中連携あいさつ運動 ・ 生徒指導委員会</li> <li>・ hyper-QU の実施 ・ 学校運営協議会 ・ 幼保小連絡会</li> </ul>
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ケータイ、スマホ安全教室」の実施</li> <li>・ 個人面談の実施 ・ 小中連携サミット</li> </ul>
8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期休業中にいじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施</li> </ul>
9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導委員会（夏休み後の児童の様子）</li> </ul>
10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学級と 4 年生との交流学习を実施 ・ 生徒指導委員会</li> </ul>
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中連携あいさつ運動 ・ いじめ撲滅強調月間 ・ いじめ撲滅集会の実施 ・ hyper-QU の実施 ・ 個人面談の実施 ・ 学校運営協議会 ・ 幼保小連絡会 ・ 生徒指導委員会</li> </ul>
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導委員会</li> </ul>
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導委員会（冬休み後の児童の様子）</li> </ul>
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導委員会</li> <li>・ 学校運営協議会 ・ 小中連携あいさつ運動</li> </ul>
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討</li> <li>・ 学校運営協議会 ・ 小中連携児童生徒情報交換会</li> </ul>

### ＜参考＞ 学校基本方針作成上の視点

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、国立教育政策研究所作成の関連資料（生徒指導リーフ増刊号、10号，11号，12号，生徒指導支援資料4）や「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」を参考とする。
- 2 学校基本方針の内容を生徒指導全体計画や生徒指導のグランドデザイン、生徒指導年間計画等に位置付け、基本方針に盛り込む。
- 3 いじめの未然防止には、児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業その他の学校教育活動に主体的に参加・活躍できる学校づくりが基盤となることを念頭に置き、作成する。  
わかる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫するための方策を盛り込む。  
また、児童が互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができる取組を多く盛り込む。